

長崎労働局と長崎運輸支局とが合同で荷主要請

平成23年7月27日、長崎労働局（労働基準部長 堀江章）と長崎運輸支局（次長 有吉信吾）は共同して、長崎県経営者協会、長崎県商工会議所連合会等の荷主団体に対し、トラック運送業者の荷役作業時の労働災害防止及び運送の発注条件の十分な配慮について協力要請を行いました。要請内容は以下のとおりです。

- 1 荷主事業場構内等における荷の積卸し作業箇所などでの作業安全の確保措置
 - (1) 荷役作業の有無、内容、役割分担をトラック運送業者へ通知していただくこと。
 - (2) トラックの荷台で荷役作業行わせる場合には、荷台からの墜落防止措置を講じていただくこと。
 - (3) 荷役作業の現場において墜落時保護用のヘルメット着用等を指導していただくこと。
 - (4) フォークリフトを使用させる場合、有資格者であることを確認していただくこと。
- 2 運送の発注を行うに当たっては、次の事項に配慮していただくこと。
 - (1) 運送事業者が適切な運行計画を立てることができるように、発注条件をあらかじめ明確にした発注を行うとともに、急な発注条件の変更がないようにしていただくこと。
 - (2) 安全な運転を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した配送時刻の設定をしていただくこと。
 - (3) 荷待ち時間及び積卸し時間等の手待時間を少なくすることができるように、荷受、荷卸の時間帯を設定していただくこと。
 - (4) 運送契約においては、適正な運賃を設定していただくこと。



要請書を受取られる 長崎県商工会議所連合会 事務局長（左）長崎県経営者協会専務理事（左から2人目）